

2020年12月16日

日本国外に在住の研究生志願者 各位

神戸大学大学院国際文化学研究科教務学生係

日本国外に在住の外国籍の方が研究生に出願する際の注意事項

日本国政府は、2020年10月1日から、留学の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定しました（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める）。また、11月1日からはオーストラリア、シンガポール、タイ、韓国、中国（香港およびマカオを含む）、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、台湾に対する入国拒否制限措置が解除されました。

しかしながら、日本国外に在住の外国籍の方が在留資格「留学」により日本に入国・滞在するには日本政府の定めた「レジデンストラック」制度に基づいて査証（ビザ）申請手続きを行い、日本の空港に到着してから志願者自身で確保したホテルや自宅（寮は除く）内で14日間待機する必要があるなど、様々な手続きに日数を要し、また待機場所を確保するための費用などの十分な資金が必要になります。

特に注意すべき点などは次のページに記載しますが、研究生に出願する際には以下の点を了承したうえで出願してください。

- 研究生に合格したとしても、日本への入国手続きの関係上、入学日までに日本に入国できるとは限らないこと。
- 渡日できない場合、原則として研究期間の変更は行いません。このうえで出願すること。
- レジデンストラック制度により入国手続きを行う場合、日本に入国後14日間待機する場所については神戸大学の委託した旅行会社を通じて手配し、その費用は自己負担であること。
- 入国時までに民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）への加入を済ませておくこと。

神戸大学大学院国際文化学研究科教務学生係

Telephone: +81 (0)78-803-7530

FAX: +81-(0)78-803-7509

Email: gicls-kyomugakusei@office.kobe-u.ac.jp

○日本政府の定めた「レジデンストラック」制度で入国を希望する際に特に注意すべき点

- ① 日本入国直後（日本の空港に到着して）から、自身で確保したホテルや自宅（*寮は除く）で 14 日間（=入国の次の日から起算して 14 日間。以下、「入国後 14 日間」とある場合はこれに準ずる。）、ホテル等の宿泊施設での待機が求められます。

例：2021 年 3 月 1 日に日本の空港に到着した場合、翌日の 2021 年 3 月 2 日が 1 日目と計算されます。入国後 14 日目は 2021 年 3 月 15 日となります。（*寮は入国後 15 日目にあたる 3 月 16 日から入寮可能となります）

かつ、公共交通機関も使えませんので、自国出国前に、待機場所および待機場所までの交通手段を手配しておく必要があります。

- ② 査証（ビザ）申請手続き

レジデンストラック制度に基づき査証（ビザ）を申請するには、主に以下の書類が必要となります。

【査証申請に必要な書類】

1. 査証申請書
2. 旅券
3. 在留資格認定証明書 写し 2 通
4. 誓約書（外国人レジデンストラック） 写し 2 通

→査証申請にあたり、神戸大学が発行する「誓約書（外国人レジデンストラック）」が必要となります。

申請の際、もしくは入国の際に遵守すべき事項に反したことが明らかとなった場合、在留資格取消手続き及び退去強制手続の対象となります。また、誓約書を発行した神戸大学にも責任が発生します。

このため、誓約書（外国人レジデンストラック）は日本への入国の計画を十分考えているか、入国直後の資金は十分に確保しているか、指導教員の下承を得ているか等の観点から本研究科では審査するため、誓約書（外国人レジデンストラック）を発行するまで日数をいただきます。

- ③ その他日本国政府の指定するスマートフォンアプリを入国時にインストールする必要がある等、細かな誓約事項があります。

日本への入国の計画が十分に考えられていないと本研究科が判断した場合や、神戸大学や日本国政府の指示を十分に理解できないと思われる場合や、研究生として当面遠隔による指導を行えると指導教員が判断した場合は誓約書を発行しないことがあります。